

別表

項目	事由	期限	添付書類等
1 特定地域事由	城山台小学校区に住所を有する者で他の小学校等を希望する場合	卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通学経路図
2 居住地事由	転居	学期途中転居	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通学経路図
		最終学年途中転居	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通学経路図
	住宅購入に係る住民票の先行異動	新築等により転居が予定され、入学又は学年、学期当初から転居予定地の校区の学校に就学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通学経路図 建築確認の写し 住宅の売買契約書の写し又は賃貸契約書の写し 入居日を証明する書類
	一時転居	住居建て替えによる一時的な転居	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通学経路図 建築確認の写し 住宅の売買契約書の写し又は賃貸契約書の写し 入居日を証明する書類
3 身体的事由	身体的事由により、指定校への就学が困難で、希望する学校に通学する方が、児童生徒の負担が軽減させると考えられる場合	必要とする期間	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通学経路図 医師の診断書や身体障害者手帳等通学困難であることが客観的にわかるもの
4 家庭的事由	やむを得ない生活上の事情（保護者の長期入院、両親の離婚等）により、児童・生徒を保護・監督できない状況にある場合	事由解消時 （毎年度申請を基準とする）	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通学経路図 保護者からの申立書、学校長意見書等その他必要に応じて教育委員会が指定する資料 （保護者や学校から具体的事情を聴取した上で承認の是非を判断します。）
	やむを得ない家庭の事情等により住民登録ができない場合に、実際に居住している学区の当該校へ就学する場合	事由解消時	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通学経路図 建築確認の写し 住宅の売買契約書の写し又は賃貸契約書の写し 入居日を証明する書類 居住を証明するもの 一時保護証明書等の写し 保護者からの申立書
5 教育的配慮	教育的配慮が必要な場合	事由解消時	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの申立書、学校長意見書等その他必要に応じて教育委員会が指定する資料 （保護者や学校から具体的事情を聴取した上で承認の是非を判断します。）

※通学途上の安全については、保護者が全責任を負うこととします。

※遠距離通学費補助の条件を満たす場合は、補助金が交付されます。（制度の利用には申請が必要です。）

※「期限」は許可できる最長の期間をお示ししています。ただし、「特定地域事由」については、原則卒業まで希望校へ就学していただくこととなります。